	主な御意見
(1)書面審議とすることの可否	賛成：15名　未回答：4名（※委員長は意見聴取対象外） ・子ども・子育て会議の意見聴取は、施設認可審査とのダブルチェックの目的のもと定められている。保育士の配置等の情報すらなく、意見聴取の条件が整えられているとは考えられない。
(2)児童福祉法による地域型保育事業の「認可」について	・当市においても、既に少子化が始まっている。このことを考えると、やがて幼稚園、認定こども園、保育園等で経営難の閉園の呻きに直面する恐れが出てくるのではないか。市によるコントロールが必要だと考える。市には、始めばかりでなく、終わりに対する展望も持っていて頂きたい。 ・既存の認可保育施設同様、障害のある子どもの受け入れにあたって、障害特性の理解と配慮がなされるよう確認されたい。
(3)子ども・子育て支援法による給付施設の「利用定員設定」について	・「なぜその数字か」が分かりにくいため、判断し難い。待機児童は解消されていると思ってよいのか。